

青森県報

第三千九百五十三号

平成二十七年
二月四日
(水曜日)

目次

告 示

理容師法による管理理容師の講習会の指定	(保健衛生課)	一
美容師法による管理美容師の講習会の指定	(同)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高齢福祉課)	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	(同)	三
公共測量の終了	(監理課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	四

告 示

青森県告示第六十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十七年六月十五日（月）、平成二十七年六月二十二日（月）、平成二十七年六月二十九日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料
一万八千円

青森県告示第六十八号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

日 時	平成二十七年六月十五日(月)、平成二十七年六月二十二日(月)、平成二十七年六月二十九日(月)の三日間の午前九時三十分から
場 所	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第六十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	居宅サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
山田隆昭	黒石市上町九の一	居宅療養管理指導	山田歯科	黒石市上町九の一	平成二七・一・二三	平成二七・一・二三	平成二七・一・二三

医療法人 なかざわ 整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	訪問シリ	なかがわ 二ツツ	八戸市大字新井 田字館下一	二六・三・三	二六・六・一
医療法人 なかざわ 整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	通所シリ	なかがわ 二ツツ	八戸市大字新井 田字館下一	"	"
北海道アイズ株式会社	札幌市北区北七条西四丁目三の	居宅療養管理指導	ファイブライズ薬局	五所川原市字柳町一五の一	二七・一・七	二六・二・三〇

青森県告示第七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社 東建設計	八戸市沼館二丁目一三の一	音寿園居宅介護支援事業所	音寿園居宅介護支援事業所	八戸市沼館二丁目一三の一	平成二六・三・二六	平成二七・三・三	

青森県告示第七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 氏名	山田隆昭	北海道 アイズマ アイズ株式 会社	主たる事務所の 所在地又は住所	黒石市上町九の 一	介護予 防居室 療養管 理指導	介護予 防居室 療養管 理指導	介護予 防居室 療養管 理指導	名 称	山田 歯科 医院	所 在 地	黒石市上町九 の一	届 出 の 年 月 日	平成 二七・一・三	廃 止 の 年 月 日	平成 二七・二・三
---------------------	------	----------------------------	--------------------	--------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------	----------------	-------------	--------------	----------------------------	--------------	----------------------------	--------------

青森県告示第七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	テック調剤薬局松森町店	所 在 地	弘前市大字松森町一〇三	指 定 の 年 月 日	平成 二七・二・一
--------	-------------	-------------	-------------	----------------------------	--------------

青森県告示第七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	高橋 徹	勤 務 す る 病 院 等	弘前大学医学 部附属病院	所 在 地	弘前市大字本町 五三	診 療 科 目	小児科（心臓機能障 害）	指 定 の 年 月 日	平成 二七・二・一
--------	------	---------------------------------	-----------------	-------------	---------------	------------------	-----------------	----------------------------	--------------

青森県告示第七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	名 称	合同会社R 3	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	放課後等 デイサービス	障 害 児 通 所 支 援 事 業 所	名 称	放課後等デ イサービス あーるすり 1	所 在 地	上北郡七戸町字 蛇坂五七の一九	指 定 の 年 月 日	平成 二七・二・一
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	上北郡七戸町字 寺裏五九									

青森県告示第七十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
野辺地町
- 二 測量の種類
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 測量の期間
平成二十六年五月三十日から同年十一月二十八日まで
- 四 測量の地域
上北郡野辺地町地内

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	今別蟹田線	東津軽郡今別町大字大川平字清川無番から 東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の一四二まで	前 後	一七・四二メートルから 一六・一一メートルまで	二二四・四五メートル	
					二四・四三メートルから 二四・四三メートルまで	二二四・四五メートル	

青森県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
県道夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の三六 から 東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の二八 まで	平成二七・二・四

青森県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月四日

東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の二七 から 東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二〇の五ま で	
--	--

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭